

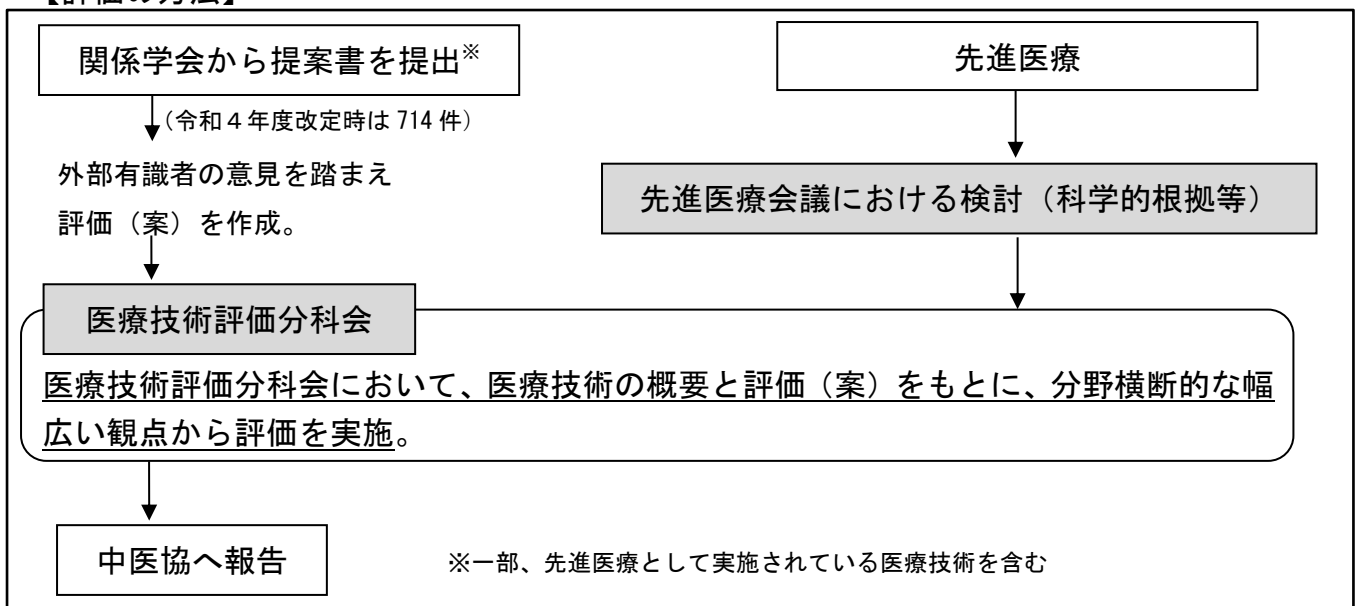
## 令和6年度診療報酬改定に向けた医療技術の再評価方法について（案）

### 1. 令和4年度診療報酬改定における対応

#### (1) 令和4年度診療報酬改定における評価の概要

- 新規医療技術の評価及び既存医療技術の再評価については、診療報酬改定毎に、学会等から提出された技術評価提案書を踏まえ、医療技術評価分科会（以下、「分科会」という。）において検討を進め、中央社会保険医療協議会（以下、「中医協」という。）総会へ報告を行ってきた。

#### 【評価の方法】



#### (2) 令和4年度診療報酬改定における主な論点

- 既存医療技術の再評価に係る令和4年度診療報酬改定における主な論点は以下のとおり。
  - ① 診療ガイドライン等に基づく医療技術の評価について
    - ・ 令和4年度診療報酬改定において、学会等が作成する「診療ガイドライン」等に基づく質の高い医療を進める観点から、提案書において、診療ガイドライン等における当該医療技術の位置づけ等を明記する欄を新設し、当該医療技術の評価の参考

とすることとした。

- ・ 以上の見直しのもと、令和4年度診療報酬改定において評価対象となる技術であって、診療報酬改定において対応する優先度の高いものとされたうち、提案書の「ガイドライン等での位置づけ」の欄において、「ガイドライン等で記載あり」とされたものは、113件（未掲載技術36件、既掲載77件）であった。
- ・ 提案書において「ガイドライン等での位置づけ」の記載を求めたことにより、提案のあった技術の診療ガイドライン等での位置づけを明確に把握することが可能となったことに加え、ガイドラインでの位置づけについて、分科会として、今後その変化等を把握することが可能となることが見込まれた。

## ② レジストリに登録され、実施された医療技術の評価について

- ・ 令和4年度診療報酬改定において、レジストリに登録することを要件として保険適用された医療技術については、レジストリへの登録状況及び当該医療技術の実績等について、関連学会等を主体として検証した上で、分科会への報告等を行うとともに、引き続き有効性・安全性等に係る評価を行うこととした。
- ・ 以上の方針のもと、学会等から分科会に提案書の提出があった技術のうち、レジストリへの登録に関連して、ロボット支援下内視鏡手術に関するものであって、関連学会等によってレジストリを用いた当該技術の検証がなされたものは13件であった。
- ・ レジストリの解析結果を踏まえ、令和4年度診療報酬改定においては、胃癌に係る内視鏡手術用支援機器を用いて行った手術について、評価を見直すとともに、食道癌、胃癌及び直腸癌に係る内視鏡手術用支援機器を用いて行った手術について、施設基準を見直した。

- 令和4年度診療報酬改定においては、適切に医療技術の評価・再評価を行う観点から、医療技術評価提案書の提出に係るプロセスを見直すこととされた。

（参考）「個別改定項目について」（抜粋）

今後、適切に医療技術の評価・再評価を行う観点から、医療技術評価分科会における検討結果を分析するとともに、診療ガイドラインの改訂やレジストリ等のリアルワールドデータの解析結果を、当該分科会において把握できるよう、医療技術評価提案書の提出に係るプロセスを見直す。

- また、令和4年度診療報酬改定における中医協答申書附帯意見として、医療技術の評価について、以下のような指摘があり、令和4年5月18日中医協総会において、本分科会において検討を進めることとされた。

（参考）「中医協答申書附帯意見」（抜粋）

（医療技術の評価）

診療ガイドライン等に基づく質の高い医療を進める観点から、診療ガイドラインの改訂やレジストリ等のリアルワールドデータの解析結果を把握し、それらを踏まえた適切な医療技術の評価・再評価を継続的に行うことができるよう、医療技術の評価のプロセスも含め引き続き検討すること。

## 2. 令和6年度診療報酬改定に向けた対応（案）

- 令和4年度診療報酬改定における中医協答申書附带意見も踏まえ、令和6年度診療報酬改定に向けては、医療技術の再評価のプロセスについて以下のように見直しを行う。
  - ① 医療技術の指定について
    - ・ 関係学会からの提案とは別に、分科会において指定する既存医療技術について関係学会へ報告を求め、分科会における再評価の対象とする。
    - ・ 具体的には、これまで診療ガイドラインやレジストリの解析結果へ着目した評価を行ってきたことを踏まえ、以下のいずれかに該当する技術を分科会において指定する技術とし、関係学会からの報告を求めることとする。
      - A) 令和4年度診療報酬改定において対応する優先度の高いものとされたうち、提案書の「ガイドライン等での位置づけ」の欄において、「ガイドライン等で記載あり」とされた技術（計113件）
      - B) レジストリの登録を要件として保険適用された技術（計35件）
  - ② 報告書様式の新設
    - ・ 既存の提案書は、臨床的位置づけに基づく学会からの提案内容をその根拠とともに記載する様式となっていることから、分科会において指定した技術について、現行の診療報酬上の評価の観点から臨床的位置づけや根拠の変化の有無を記載する報告書様式を新設する。
    - ・ 新設の報告書様式について、ガイドライン等での位置づけの変化及びレジストリの解析結果を記載する項目を設ける。
- また、厚生労働省行政推進調査事業「保険収載されている医療技術の再評価方法を策定するための研究」において、過去の分科会における医療技術の再評価方法について検証を行うとともに、更なる既収載技術の再評価方法のあり方について検討を進めることとし、今後、その内容について分科会への報告を求めることとする。
- 令和6年度診療報酬改定に向けた医療技術に係る評価方法等については、例年どおり引き続き議論を進めていくこととする。